

7 消安第 7747 号

令和 8 年 3 月 25 日

食品安全委員会

委員長 祖父江 友孝 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる飼料添加物の基準及び規格並びに当該飼料添加物を含む飼料の基準及び規格を別紙のとおり改正又は廃止すること。

アンプロリウム・エトパベート

アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン



(別紙)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号） の改正

1 現行制度の概要

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項では、農林水産大臣は、飼料又は飼料添加物の成分規格等を定めることができるとされており、当該成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「成分規格等省令」という。）において定められている。

2 改正の背景

- (1) 抗菌性飼料添加物の継続使用の見込み等について、飼料添加物関係団体を通じて事業者意見聴取したところ、エトパベート及びスルファキノキサリンについては今後の使用が見込まれないため流通の意向がなく、関係する成分規格等省令の規定を改正して差し支えないとの回答を受けた。
- (2) これを受け、今般、エトパベート及びスルファキノキサリンを含む飼料添加物を使用できなくする一方で、アンプロリウムの単剤を飼料添加物として使用できるよう、成分規格等省令を改正する。
- (3) なお、本改正について、令和 8 年 2 月 10 日に農業資材審議会より適当との答申を得たところである。

3 改正の概要

- (1) 成分規格等省令について、次の改正を行う。
 - ・「アンプロリウム・エトパベート」に係る規格及び基準を改正し、エトパベートに係る規定を削除することにより、アンプロリウム（単剤）の規格とする。ただし、アンプロリウムに係る規格並びにアンプロリウムの対象飼料（家畜）及び当該飼料が含むことができるアンプロリウムの量に係る規定は変更しない。
 - ・「アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン」に係る規格及び基準を削除する。
 - ・一部の飼料添加物は、「アンプロリウム・エトパベート」及び「アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン」と同一飼料に用いてはならないこととされているが、当該規定における「アンプロリウム・エトパベート」は「アンプロリウム」に改正するとともに、「アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン」は削除する。
 - ・使用用途のなくなる標準液等の規定を削除する。

(2) なお、アンプロリウムは、飼料添加物として使用される限りにおいて、これまで人の健康に及ぼす悪影響が確認されていない。

4 今後の予定

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、成分規格等省令の改正等必要な手続を進める。